

(別表 1 - 2) 本来の期限を合理的な範囲で弾力的に運用するもの (具体例)

No.	条項	手続	期限
1	法第 12 条	許可証再交付後の許可証の返納	事由発生から速やかに
2	法第 35 条第 9 項	合格証再交付後の合格証の返納	
3	法第 35 条第 9 項	免状再交付後の免状の返納	
4	法第 27 条第 1 項	許可使用・届出使用・販売業・賃貸業・廃棄業廃止届	事由発生から遅滞なく
5	法第 27 条第 3 項	許可届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・許可廃棄業者の死亡・解散・分割届	
6	法第 28 条第 2 項	許可届出使用者・届出販売業者・届出賃貸業者・許可廃棄業者の廃止措置計画届	
7	法第 28 条第 5 項	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書	
8	法第 27 条第 1 項 法第 28 条第 2 項	表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届	
9	法第 27 条第 3 項 法第 28 条第 2 項	表示付認証機器届出使用者死亡・解散・分割及び廃止措置計画届	
10	法第 3 条の 2 第 3 項 法第 4 条第 3 項 法第 10 条第 1 項 法第 11 条第 1 項	許可使用・届出使用・販売業・賃貸業・廃棄業に係る氏名等の変更届	事由発生から 30 日以内
11	法第 3 条の 3 第 1 項 同条第 2 項	表示付認証機器使用・使用変更届	
12	法第 18 条第 3 項 規則 ^(※2) 第 18 条の 20 第 1 項 規則第 24 条の 2 の 7	容器承認書記載事項変更届	

13	法第 18 条第 3 項 規則第 18 条の 20 第 2 項 規則第 24 条の 2 の 7	承認容器廃止届	事由発生から 30 日以内
14	法第 18 条第 3 項 外運搬告示 ^(※3) 第 25 条第 6 項	放射性輸送物設計承認書記載事項変更届	
15	法第 18 条第 3 項 外運搬告示第 25 条第 7 項	放射性輸送物設計承認書廃止届	
16	法第 21 条第 3 項	放射線障害予防規程変更届	
17	法第 26 条の 2 第 8 項	届出使用者・届出版売業者・届出賃貸業者・表示付認証機器届出使用者である法人の合併・分割に係る届	
18	法第 34 条第 2 項	放射線取扱主任者選任・解任届	
19	法第 37 条第 3 項	放射線取扱主任者の代理者選任・解任届	
20	法第 38 条の 2 第 2 項	特定放射性同位元素防護管理者選任・解任届	
21	法第 38 条の 3 の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 3 項	特定放射性同位元素防護管理者の代理者選任・解任届	
22	法第 42 条第 1 項 規則第 39 条第 1 項	放射線施設の廃止に伴う措置の報告書	

(※2) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）

(※3) 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 7 号）